

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成20年11月13日(2008.11.13)

【公開番号】特開2007-152850(P2007-152850A)

【公開日】平成19年6月21日(2007.6.21)

【年通号数】公開・登録公報2007-023

【出願番号】特願2005-353973(P2005-353973)

【国際特許分類】

B 41 J 2/01 (2006.01)

【F I】

B 41 J 3/04 101Z

【手続補正書】

【提出日】平成20年9月26日(2008.9.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

記録ヘッドからインクを吐出して記録媒体に画像を記録することが可能なインクジェット記録装置であって、

前記記録媒体に対して前記インクと反応する液体を塗布するための塗布手段と、

前記塗布手段が配置され、前記塗布手段により前記液体が塗布された記録媒体を前記記録ヘッドに対向する位置へ搬送するための第1の搬送経路と、

前記塗布手段へ供給するための前記液体を貯蔵するための貯蔵手段と、

前記貯蔵手段に貯蔵される液体の量が所定量より少ないと判定する判定手段と、

前記液体の量が所定量よりも少ないと判定された場合に、前記第1の搬送経路を利用した記録媒体の搬送を禁止する禁止手段と、

を備えることを特徴とするインクジェット記録装置。

【請求項2】

前記液体の量が所定量よりも少ないと判定された場合に、前記液体の量が所定量よりも少ないとに関する通知を行う通知手段をさらに備えることを特徴とする請求項1に記載のインクジェット記録装置。

【請求項3】

前記第1の搬送経路とは別個の経路であって、前記液体が塗布されていない記録媒体を前記記録ヘッドに対向する位置へと搬送するための第2の搬送経路をさらに備えることを特徴とする請求項1または2に記載のインクジェット記録装置。

【請求項4】

前記液体は、前記インク中の成分を凝集させる成分を含有することを特徴とする請求項1乃至3のいずれかに記載のインクジェット記録装置。

【請求項5】

前記第1の搬送経路を利用することが禁止された後に、前記第2の搬送経路を利用して前記記録媒体の搬送を行うことを示す指示がユーザにより入力されると、使用すべき搬送経路を前記第1の搬送経路から前記第2の搬送経路へ切換えて、前記第2の搬送経路を利用して記録媒体の搬送を行うことを特徴とする請求項3に記載のインクジェット記録装置。

【請求項6】

前記第1の搬送経路を利用することが禁止された場合、使用すべき搬送経路を前記第1の搬送経路から前記第2の搬送経路に切換えて、前記第2の搬送経路にて前記記録媒体の搬送を行うことを特徴とする請求項3に記載のインクジェット記録装置。

#### 【請求項7】

前記第1の搬送経路を利用することが禁止された場合、前記画像の記録に関わる動作を終了することを特徴とする請求項3に記載のインクジェット記録装置。

#### 【請求項8】

前記第1の搬送経路を利用して記録媒体を搬送する場合と、前記第2の搬送経路を利用して記録媒体を搬送する場合とで、前記画像を記録するための条件を異ならせることを特徴とする請求項3乃至7のいずれかに記載のインクジェット記録装置。

#### 【請求項9】

前記画像を記録するための条件は、前記記録ヘッドから吐出されるインクの量に関する条件であり、

前記第1の搬送経路を利用して記録媒体を搬送する場合の前記記録ヘッドから吐出されるインクの量は、前記第2の搬送経路を利用して記録媒体を搬送する場合の前記記録ヘッドから吐出されるインクの量よりも多いことを特徴とする請求項8に記載のインクジェット記録装置。

#### 【請求項10】

前記画像を記録するための条件は、前記記録媒体の搬送速度に関する条件であり、

前記第1の搬送経路を利用して記録媒体を搬送する場合の前記記録媒体の搬送速度は、前記第2の搬送経路を利用して記録媒体を搬送する場合の前記記録媒体の搬送速度よりも速いことを特徴とする請求項8に記載のインクジェット記録装置。

#### 【請求項11】

一方の面に画像が記録された記録媒体の他方の面に対して画像を記録することを可能にするための両面記録手段をさらに備え、

前記両面記録手段は、前記一方の面に画像が記録された記録媒体を前記第1の搬送経路へ搬送するための手段と、前記第1の搬送経路へ搬送された記録媒体の他方の面を前記記録ヘッドに対向させるべく、前記第1の搬送経路を利用して前記記録ヘッドに対向する位置へ前記一方の面に画像が記録された記録媒体を搬送するための手段とを含むことを特徴とする請求項1乃至10のいずれかに記載のインクジェット記録装置。

#### 【請求項12】

前記塗布手段は、前記記録媒体に前記液体を塗布するための塗布ローラと、前記塗布ローラに当接して形成される液体保持空間に液体を保持するための保持部材とを備え、前記塗布ローラを回転させることにより、前記液体保持空間に保持される液体を前記塗布ローラによって記録媒体に塗布することを特徴とする請求項1乃至11のいずれかに記載のインクジェット記録装置。

#### 【請求項13】

記録ヘッドからインクを吐出して記録媒体に記録を行うことが可能なインクジェット記録装置であって、

前記記録媒体に対して前記インクと反応する液体を塗布する塗布手段と、

前記塗布手段が配置され、前記塗布手段により塗布液が塗布された記録媒体を前記記録ヘッドに対向する位置へ搬送するための第1の搬送経路と、

前記液体が塗布されていない記録媒体を前記記録ヘッドに対向する位置へ搬送するための第2の搬送経路と、

前記塗布手段へ供給するための前記液体を貯蔵するための貯蔵手段と、

前記貯蔵手段に貯蔵された液体の量が所定量より少ないことを判定する判定手段とを備え、

前記液体の量が所定量よりも少ないことが判定された場合に、前記第1の搬送経路の使用は禁止するが、前記第2の搬送経路の使用は禁止しないことを特徴とするインクジェット記録装置。

**【請求項 1 4】**

塗布手段により液体が塗布された記録媒体に対して記録手段より記録材を付与して記録媒体に記録を行うことが可能な記録装置であって、

前記塗布手段が配置され、前記塗布手段により液体が塗布された記録媒体を前記記録手段によって記録可能な位置へ搬送するための搬送経路と、

前記塗布手段へ供給する液体を貯蔵するための貯蔵手段と、

前記貯蔵手段に貯蔵された液体の量が所定量よりも少ないことを判定する判定手段と、

前記液体の量が所定量よりも少ないことが判定された場合に、前記搬送経路を利用した記録媒体の搬送を禁止する禁止手段と、

を備えることを特徴とする記録装置。

**【請求項 1 5】**

インクと反応する液体が液体塗布手段によって塗布された記録媒体に対して記録ヘッドからインクを吐出して前記記録媒体に記録を行うことが可能なインクジェット記録装置の制御方法であって、

前記液体塗布手段に供給する前記液体を貯蔵するための貯蔵手段に貯蔵される液体の量が所定量よりも少ないことを判定する判定工程と、

前記液体の量が所定量よりも小さいことが判定された場合、前記液体塗布手段が配置される搬送経路による記録媒体の搬送を禁止する禁止工程と、

を有することを特徴とする制御方法。

**【手続補正 2】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0008】**

このような目的を達成するために、本発明は、記録ヘッドからインクを吐出して記録媒体に画像を記録することができるインクジェット記録装置であって、前記記録媒体に対して前記インクと反応する液体を塗布するための塗布手段と、前記塗布手段が配置され、前期塗布手段により前記液体が塗布された記録媒体を前記記録ヘッドに対向する位置へと搬送するための第1の搬送経路と、前記塗布手段へ供給するための前記液体を貯蔵するための貯蔵手段と、前記貯蔵手段に貯蔵される液体の量が所定量よりも少ないことを判定する判定手段と、前記液体の量が所定量よりも少ないことが判定された場合に、前記第1の搬送経路を利用した記録媒体の搬送を禁止する禁止手段と、を備えることを特徴とする。

**【手続補正 3】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0009】**

また、本発明は、インクと反応する液体が液体塗布手段によって塗布された記録媒体に対して記録ヘッドからインクを吐出して前記記録媒体に記録を行うことが可能なインクジェット記録装置の制御方法であって、前記液体塗布手段に供給する前記液体を貯蔵するための貯蔵手段に貯蔵される液体の量が所定量よりも少ないことを判定する判定工程と、前記液体の量が所定量よりも小さいことが判定された場合、前記液体塗布手段が配置される搬送経路による記録媒体の搬送を禁止する禁止工程と、を有することを特徴とする。